



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	はしがき
Author(s)	鈴木, 賢; SUZUKI, Ken
Citation	北大法学論集, 52(2), 174-174
Issue Date	2001-07-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15088
Type	departmental bulletin paper
File Information	52(2)_p174-174.pdf



はしがき

前号に引き続き科学研究費の補助を受けた「東アジア文化と近代法——日本と韓国の比較研究を通して——」(平成九年、平成一一年度、基盤研究(A)(2)、研究代表・今井弘道)の成果である報告書「東アジア文化と近代法——日本と韓国の比較研究を通して——」に掲載された論文のうちから、本号では筆者がさらに加筆・補整した分につき公表することとした。

安田信之はいうまでもなく日本を代表するアジア法研究者であり、かねてアジア法理解のための独自の理論を大胆に提起している(『東南アジア法』日本評論社、二〇〇〇年)。本稿で安田は、近時の「アジア的価値」論の興隆に対する西洋近代主義(民主主義と人権の普遍性、ないしリベラル・デモクラシー)の側からの反論を、永遠に平行線をたどる「神々をめぐる闘争」であるとして退け、アジアの社会や文化に潜む「アジア的なるもの」の構造を解き明かすことにより、二項対立を超えて、より高次の普遍的価値形成を展望しようとする。「アジア的なるもの」とは、本稿によれば西洋の個人主義に對置せられる「共同主義」であると結論づけられている。この問題についての論議に對する安田の対応が明確に示されており、今後、各方面に

さらなる議論を触発することが期待される。

つづく金昌祿論文は、戦後の韓国法に深い負の遺産をもたらしたとする日本植民地統治の支配イデオロギー、機構、法の反立憲主義的性格を「糾明」しようとする。その際、「日帝」支配の評価の引照基準は「立憲主義」に求められており、私法や裁判を始めとする司法制度(および法律家)の実態などは分析の視野に入れられてはいない。また、戦前の性格がいかにして(論理的、人的に)戦後に引き継がれたかについても、本稿では扱われていない。評者は近時、東アジアにおける西洋法の継受がいかなるものであったかを全体として理解するには、台湾なども含めた日本植民地統治法の実証的な研究、総括の必要性を痛感しているが、本稿はそうした作業を韓国人の立場から公法領域に即して行ったものとして位置づけることができる。

(文責 鈴木賢)